

四日市市地場産業振興センター処務規程を次のように定める。

令和4年3月11日

四日市市長 森 智 広

四日市市地場産業振興センター処務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、四日市市地場産業振興センター（以下「センター」という。）の処務について必要な事項を定めるものとする。

(所管)

第2条 センターは、商工農水部商業労政課の所管とする。

(分掌事務)

第3条 センターの分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) センターの施設及びその附属設備等の使用許可に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、センターの事業及び管理運営に関すること。

(職員)

第4条 センターに所長その他職員を置く。

- 2 前項に定めるもののほか、必要な場合は、センターに副所長を置くことができる。

(職務)

第5条 所長は、上司の命を受けてセンターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 副所長は、上司の命を受けてセンターの事務を処理し、所長に事故あるときは、その職務を代行する。

(専決)

第6条 センターの事務に係る専決については、四日市市事務専決規程（昭和35年四日市市訓令甲第7号）に定めるもののほか、別表に掲げるものとする。

(補則)

第7条 センターの処務については、この規程に定めるもののほか、四日市市役所処務規程（昭和22年四日市市規程第4号）によるものとする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

事項	専決区分		備考
	部長	所長	
1 センターの年間運営計画に関する事 こと。	○		
2 センターにおける事業の企画及び調整に 関すること。	○		
3 センターにおける事業の実施に関するこ と。		○	
4 センターの施設及びその付属設備等の使用 に関する事 こと。		○	
5 センターの使用料の収納に関する事 こと。		○	
6 センターの休館日の変更及び臨時休館日に 関すること。	○		

（商工農水部商工課）